

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 規則

秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則(四三・税務課)  
告示

生活保護法による介護機関の指定(四四二・福祉政策課)

生活保護法による指定介護機関の変更(四四三・福祉政策課)

生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(四四四・福祉政策課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四四五・横手保健所)

定期種蓄検査による種蓄証明書の交付(四四六・農畜産振興課)

大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(四四七・商工業振興課)

平成十四年度職業訓練指導員試験の実施(四四八・労働政策課)

道路区域の変更(四四九・道路環境課)

開発行為に関する工事の完了(四五〇、四五一・秋田建設事務所)

建築基準法による道路位置の指定(四五二・由利建設事務所)

### 公告

共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿総合農林事務所)

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(四九)

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(五〇)

## 規則

秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月二十一日

秋田県規則第四十三号

秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則

秋田県税事務取扱規則(昭和三十九年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

秋田県知事 寺田典城

様式第三号中

特別地方消費税	件数		税額
	件数	税額	

を

ゴルフ場利用税	件数		税額
	件数	税額	

に

田舎消費税率			
またはば消費税率	件数		税額
	件数	税額	
娯楽施設利用税率	件数	税額	
	件数	税額	
料理飲食等消費税率	件数	税額	
	件数	税額	



旧法による税					
料理飲食等消費税	件数				
	税額				
特別地方消費税	件数				
	税額				


延滞金		件数	金額	延滞金		件数	金額
		税額				金額	
過少申告加算金	件数			過少申告加算金	件数		
	税額				金額		
不申告加算金	件数			不申告加算金	件数		
	税額				金額		
重加算金	件数			重加算金	件数		
	税額				金額		
滞納処分費	件数			滞納処分費	件数		
	税額				金額		
税外収入計	件数			税外収入計	件数		
	税額				金額		

課税番号					
ゴルフ場利用税					
特別地方消費税					




旧よ	県たばこ消費税				
法る	娯楽施設利用税				
に税	料理飲食等消費税				



課税番号					
ゴルフ場利用税					
現年課税分	件数				
	税額				
滞納繰越分	件数				
	税額				
特別地方消費税	件数				
	税額				
現年課税分	件数				
	税額				
滞納繰越分	件数				
	税額				





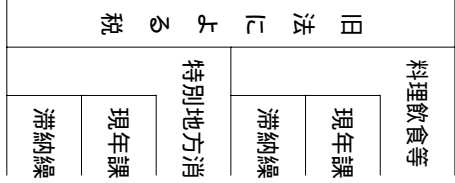
コルノ場利用税		件数	税額
現年課税分		件数	税額
滞納繰越分		件数	税額

県たばこ消費税		件数
---------	--	----


旧法による		税額
娯楽施設利用税	件数	税額
現年課税分	件数	税額
滞納繰越分	件数	税額
料飲飲食等消費税	件数	税額
現年課税分	件数	税額
滞納繰越分	件数	税額


名 称 開設者氏名又は名称 所 在 地 サービスの種類 指定年月日

消費税	件数	税額	越分	件数	税額	費税	件数	税額
	件数	税額		件数	税額		件数	税額

税分	税額	越分	件数	税額
	税額		件数	税額

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の秋田県国税事務取扱規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

に 改 め

**告 示**

秋田県告示第四百四十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十四年六月二十一日

秋田県知事 寺田典城

有限会社宝寿会グループホーム翠善荘	光タクシー株式会社	特別養護老人ホーム「藤里」指定居宅介護支援事業所	藤里指定通所介護事業所	デイサービスセンター千世里	サポートハウスたかのす指定通所介護事業所	グループホームやまびこ	高瀬ケアセンター	高瀬デイサービスセンター	高瀬居宅介護支援事業所	痴呆対応型共同生活介護施設グループホーム夕陽の丘2号館	痴呆対応型共同生活介護施設グループホーム夕陽の丘
有限会社宝寿会代表取締役	光タクシー株式会社代表取締役	社会福祉法人秋田虹の会理事長	社会福祉法人秋田虹の会理事長	社会福祉法人福德会理事長	鷹巣町長	羽後町長	羽後町長	羽後町長	羽後町長	医療法人仁恵会理事長	医療法人仁恵会理事長
仙北郡中仙町長野字新山九十の四	本荘市出戸町字砂子下四十八の一	山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢九十番地	山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢九十番地	本荘市松ヶ崎字光禅寺前九十九番地	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱二十番地	雄勝郡羽後町下仙道字風平九十七番地一	雄勝郡羽後町下仙道字風平九十七番地一	雄勝郡羽後町下仙道字風平九十七番地一	雄勝郡羽後町下仙道字風平九十七番地一	湯沢市山田字中屋敷十四番地	湯沢市柳田字中嶋二百二十七番の一
痴呆対応型共同生活介護	訪問介護	居宅介護支援事業	通所介護	通所介護	通所介護	痴呆対応型共同生活介護	短期入所生活介護	通所介護	居宅介護支援事業	痴呆対応型共同生活介護	痴呆対応型共同生活介護
平成十四年四月二十二日	平成十四年三月七日	平成十三年四月二十五日	平成十二年四月一日	平成十四年二月九日	平成十四年四月一日	平成十四年四月一日	平成十四年四月一日	平成十四年四月一日	平成十四年四月一日	平成十四年四月一日	平成十四年四月一日

矢島町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	矢島町社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	ショートステイひまわり	デイサービスセンターひま わり	のしるケアセンターそよ風	グループホーム公園	やさしい風福祉レンタル	ふるさと矢島指定居宅介護 支援事業所	安心サポート矢島指定痴呆 対応型共同生活介護事業所	ふるさと矢島指定短期入所 生活介護事業所	ヘルパーステーション光	稲川町デイサービスセンタ ー
社会福祉法人矢島町社 会福祉協議会会長	社会福祉法人矢島町社 会福祉協議会会長	社会福祉法人本荘久寿 会理事長	社会福祉法人本荘久寿 会理事長	有限会社メデカジャバ ン代表取締役	有限会社ケアサービ ス公園取締役	有限会社秋田ビジネス 取締役	社会福祉法人中央会理 事長	社会福祉法人中央会理 事長	社会福祉法人中央会理 事長	有限会社インフォメー ションヒラカ代表取締 役	社会福祉法人稲川町社 会福祉協議会会長
由利郡矢島町城内字八森下四百八十六番地一	由利郡矢島町城内字八森下四百八十六番地一	由利郡西目町海士剝字御月森一番地	由利郡西目町海士剝字御月森一番地	能代市落合字古悪土一の二百二十八	能代市落合字古悪土百三十番地	能代市西通町七番二号	由利郡矢島町城内字八森下四百八十一番地一	由利郡矢島町城内字八森下四百八十一番地一	由利郡矢島町城内字八森下四百八十一番地一	横手市大屋新町字中野三百二十六の十一	雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地六
訪問介護	居宅介護支援事業	短期入所生活介護	通所介護	通所介護	痴呆対応型共同生活介 護	福祉用具貸与	居宅介護支援事業	痴呆対応型共同生活介 護	短期入所生活介護	訪問介護	通所介護
平成十二年四月一日	平成十二年四月一日	平成十四年四月一日	平成十四年四月一日	平成十三年七月十三日	平成十三年七月九日	平成十三年十一月七日	平成十二年四月一日	平成十二年四月一日	平成十二年四月一日	平成十四年五月一日	平成十四年四月一日

医療法人双山会森岳温泉病	開設者氏名又は名称	所在地	変更前	変更後	変更年月日
山本郡山本町森岳字木			医療法人双山会リハビリ	医療法人双山会森岳温泉	

五城目町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会会長	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六の十	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目一の	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六の十	平成十四年四月一日
秋田県厚生連北秋指定居宅介護支援事業所	秋田県厚生農業協同組合連合会代表理事会長	北秋田郡鷹巣町花園町十番五号	北秋田郡鷹巣町花園町十番二十八号	北秋田郡鷹巣町花園町十番五号	平成十三年七月一日
アイリスケアセンター本荘	株式会社ニチイ学館代表取締役	本荘市川口字新田九十	本荘市美倉町四十四の二プリンセスビル三階	本荘市川口字新田九十	平成十三年四月九日
平鹿町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人平鹿町社会福祉協議会会長	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	平成十四年四月一日
名 称	開設者氏名又は名称	所在地	変更前	変更後	変更年月日

秋田県告示第四百四十三号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十四年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

矢島町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	社会福祉法人矢島町社会福祉協議会会長	由利郡矢島町城内字八森下四百八十六番地一	訪問入浴介護	平成十二年四月一日
矢島町社会福祉協議会指定通所介護事業所	社会福祉法人矢島町社会福祉協議会会長	由利郡矢島町城内字八森下四百八十六番地一	通所介護	平成十二年四月一日

院	医療法人双山会理事長	沢百九十九	ティション森岳温泉病院	病院	平成十三年六月十二日
指定通所介護事業所水交苑 デイサービスセンターのぎく	社会福祉法人水交会理事長	大館市下代野字中道南 三十六の九	水交苑デイサービスセン ターのぎく指定通所介護 事業所	指定通所介護事業所水交 苑デイサービスセンター のぎく	平成十四年四月一日

秋田県告示第四百四十四号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十四年六月二十一日  
秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービス種類	廃止年月日
稲川町デイサービスセン ター	稲川町長	雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地六	通所介護	平成十四年三月三十一日
平鹿町在宅介護支援セン ター指定居宅介護支援事業 所	社会福祉法人平鹿町社 会福祉協議会会長	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	居宅介護支援事業	平成十四年三月三十一日
JAあきた北ホームヘル プサービス	あきた北農業協同組合 代表理事組合長	大館市赤石字伊勢堂岱二十八番地	訪問介護	平成十三年十月三十一日

秋田県告示第四百四十五号  
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

小野胃腸科内科 医院	横手市三本柳字寺田百二十六番 地一	平成十四年四月一日
---------------	----------------------	-----------

平成十四年六月二十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百四十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項本文の規定による平成十四年度定期種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付した旨農林水産大臣から通報があつたので、同法第八条第二項の規定に基づき、公示する。

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
-----	-------	-----------



平成十四年六月二十一日

秋田県知事 伊田 典城

種 畜 証 明 書 番 号	名 前 (登録番号)	品 種	生年月日 体 高 (cm)		産 地	血 統		所有者 の区分	飼 養 者 の 住 所 氏 名
			父	母					
平14 秋田県1 第1号	幸山 (日短本1397)	日本短角種	H10.3.5	141	秋田 鹿角市	幸瀧 (本1184)	さわゆき (本15212)	県有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			H9.3.13			幸瀧 (本1184)			
平14 秋田県1 第2号	清幸 (日短本1383)	日本短角種	H9.3.13	149	秋田 鹿角市	きよふみ (本23173)	菅町 (本1349)	県有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			H11.3.20			かずひめ (本23172)			
平14 秋田県1 第3号	和豊 (日短本1429)	日本短角種	H11.3.20	141	秋田 鹿角市	松風 (本1301)	あかひめ (本17090)	県有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			H10.3.15			147			
平14 秋田県1 第4号	藤桜 (日短本1394)	日本短角種	H10.3.15	147	秋田 鹿角郡 小坂町	若泉 (本1348)	さちひめ (本25793)	県有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			H11.3.21			148			
平14 秋田県1 第5号	幸彦 (日短本1430)	日本短角種	H11.3.21	148	秋田 鹿角市	友沢 (本1275)	みつひめ (本20819)	県有	秋田県鹿角郡小坂町 杉原 五三二
			H9.3.13			149			
平14 秋田県1 第6号	光907 (日短本1384)	日本短角種	H9.3.13	149	秋田 鹿角市	波丸 (高等74)	第二たから (特19045)	個人有	秋田県鹿角郡小坂町 熊谷 国雄
			H10.11.25			142			
平14 秋田県1 第7号	宝明E.T (日赤繁殖90)	褐毛和種	H10.11.25	142	熊本 鹿角郡 鹿北町	友沢 (本1275)	みつひめ (本20819)	個人有	秋田県鹿角郡小坂町 熊谷 国雄
			H11.3.21			148			

平14 秋田県1 第8号	紋光郎 (全和黑13318)	黒毛和種	H11.4.14	秋田県 由利郡 矢島町	紋次郎 (黒高938) いあふくはる6 (黒原654476)	県有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			149				
平14 秋田県1 第9号	秋福美2 (全和黑13224)	黒毛和種	H10.5.5	秋田県 南秋田郡 大湊村	秋宮 (黒原2732) のぶひめ (黒原778977)	県有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			137				
平14 秋田県1 第10号	秋園 (2000子受卵 秋黒43)	黒毛和種	H12.3.13	秋田県 仙北郡 千畑町	北国7の8 (黒原1530) にしだ53 (黒原840525)	農協有	秋田県鹿角市 鹿角畜産農業協同組合
			134				
平14 秋田県1 第11号	光平 E T (日赤繁殖98)	褐毛和種	H11.8.27	熊本県 玉名郡 横島町	光重 E T (育高1) まさなみ (産肉372)	独立行 政法人 有貸付	北秋田郡森吉町 森吉町畜産改良組合
			137				
平14 秋田県1 第12号	第七光丸 (日赤特級229)	褐毛和種	H2.9.13	熊本県 阿蘇郡 蘇陽町	第三光丸 (高等71) 第三たから (高等2760)	団体有	北秋田郡森吉町 森吉町畜産改良組合
			148				
平14 秋田県1 第13号	波水 (子南阿 579215)	褐毛和種	H11.1.23	熊本県 阿蘇郡 白水村	第四光重 (繁殖39) さつみ (産肉364)	団体有	北秋田郡森吉町 森吉町畜産改良組合
			144				
平14 秋田県1 第14号	八重国 (2000子受卵 秋黒80)	黒毛和種	H12.4.12	秋田県 仙北郡 南外村	北国7の8 (黒原1530) にしだ53 (黒原840525)	県有	北秋田郡阿仁町 高津森放牧組合
			137				
平14 秋田県1 第15号	鷹楽重 E T (日赤繁殖94)	褐毛和種	H10.9.10	熊本県 池田郡 菊陽町	光重 E T (育種1) 第二さかえ (繁殖7696)	団体有	北秋田郡鷹巣町 鷹巣町放牧場利用組合
			139				

平14 秋田県1 第16号	福光丸 (日あ繁殖27)	褐毛和種	H13.9.18	熊本 阿蘇郡 高森町	第三光丸 (高等71)	団体会	北秋田郡田代町 町長 吉田 光明
			150		第二ふくさかえ (高等5009)		
平14 秋田県2 第1号	ゼノ-デ-01 99-3308 (日豚D子27722)	デュロツク種	H11.12.22	岩手 岩手郡 雫石町	ゼノ-デ-01 97-5075(日豚D種34997)	農協有	秋田市 全国農業協同組合連合会秋田県本部
			84		ゼノ-デ-01 98-5201(日豚D種69454)		
平14 秋田県2 第2号	ゼノ-サクラ201 ヒガシ99-971 (日豚D子27724)	デュロツク種	H12.1.2	岩手 岩手郡 雫石町	ゼノ-サクラ201 ヒガシ97-616(日豚D種34555)	農協有	秋田市 全国農業協同組合連合会秋田県本部
			86		ゼノ-サクラ201 ヒガシ96-2859(日豚D種67273)		
平14 秋田県2 第3号	ゼノ-サクラ201 ヒガシ99-903 (日豚D子27723)	デュロツク種	H11.12.23	岩手 岩手郡 雫石町	ゼノ-サクラ201 ヒガシ97-2370(日豚D種34683)	農協有	秋田市 全国農業協同組合連合会秋田県本部
			86		ゼノ-サクラ201 ヒガシ98-1121(日豚D種69364)		
平14 秋田県2 第4号	ゼノ-ダフル-01 ヒガシ00-4113 (日豚W子27727)	大ヨ-クシヤ-種	H12.6.17	岩手 岩手郡 雫石町	ゼノ-ダフル-01 ヒガシ98-1020(日豚W種35281)	農協有	秋田市 全国農業協同組合連合会秋田県本部
			75		ゼノ-ダフル-01 ヒガシ98-4715(日豚W種94500)		
平14 秋田県2 第5号	ゼノ-ダフル-02 ヒガシ99-5037 (日豚W子27726)	大ヨ-クシヤ-種	H11.11.29	岩手 岩手郡 雫石町	ゼノ-モソロ-98-820 (日豚W種35263)	農協有	秋田市 全国農業協同組合連合会秋田県本部
			89		ゼノ-モソロ-98-798 (日豚W種94500)		
平14 秋田県2 第6号	照中 (全和黒原 2870)	黒毛和種	H5.3.3	兵庫 美方郡 浜坂町	照長土井 (黒高960)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			145		なかむら2 (黒高128728)		
平14 秋田県2 第7号	宮菅 (全和黒原 3188)	黒毛和種	H7.4.26	秋田 仙北郡 西仙北町	宮桜 (黒高892)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			150		ちとせ6 (黒高114736)		

平14 秋田県2 第8号	北福美2 (全和黑原 3633)	黒毛和種	H9.3.23	秋田県 由利郡 矢島町	北国7の8 (黒原1530)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			147		のぶひめ (黒原778977)		
平14 秋田県2 第9号	栴樺 (全和黑原 13010)	黒毛和種	H9.4.13	秋田県 鹿内村	栴樺 (黒高402)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			144		第58つばき (黒原744976)		
平14 秋田県2 第10号	栴浩 (全和黑原 13009)	黒毛和種	H9.5.12	秋田県 雄勝郡 羽後町	栴錦 (黒高402)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			143		もじはな8 (黒原555380)		
平14 秋田県2 第11号	繁秋 (全和黑原 3834)	黒毛和種	H10.2.21	秋田県 雄勝郡 羽後町	秋宮 (黒原2732)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			145		いとしげ (黒1757523)		
平14 秋田県2 第12号	秋宮福 (全和黑原 3833)	黒毛和種	H10.2.11	秋田県 仙北郡 千畑町	秋宮 (黒原2732)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			144		ふくはな (黒原717217)		
平14 秋田県2 第13号	宮数 (全和黑原 3832)	黒毛和種	H10.4.9	秋田県 雄勝郡 東成瀬村	秋宮 (黒原2732)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			140		かずゆはち (黒原744980)		
平14 秋田県2 第14号	紋三郎 (全和黑原 3998)	黒毛和種	H11.1.8	秋田県 由利郡 矢島町	紋次郎 (黒高938)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			142		いあふくはる6 (黒原654476)		
平14 秋田県2 第15号	紋一郎 (全和黑原 3997)	黒毛和種	H11.4.11	秋田県 由利郡 矢島町	紋次郎 (黒高938)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			144		いあふくはる6 (黒原654476)		

平14 秋田県2 第16号	悦北国 (2000子受卵 秋黒22)	黒毛和種	H12.4.10	秋田県 雄勝郡 羽後町	北国7の8 (黒原1530)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			136		よしはれなみ (黒原922121)		
平14 秋田県2 第17号	北天裕 (2000子受卵 秋黒36)	黒毛和種	H12.3.9	秋田県 仙北郡 太田町	北国7の8 (黒原1530)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			142		ちえみ (黒原902857)		
平14 秋田県2 第18号	北国春 (2000子受卵 秋黒42)	黒毛和種	H12.3.8	秋田県 北秋田郡 森吉町	北国7の8 (黒原1530)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			138		よしたに5 (黒原480557)		
平14 秋田県2 第19号	平田 (2001子受卵 秋黒83)	黒毛和種	H13.3.22	秋田県 仙北郡 千畑町	平茂勝 (黒原2441)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			129		ふくひで (黒原1013824)		
平14 秋田県2 第20号	篤郎 (2001子受卵 秋黒47)	黒毛和種	H13.3.12	秋田県 由利郡 東由利町	平茂勝 (黒原2441)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			126		ふじひめ4 (黒原1013781)		
平14 秋田県2 第21号	隆城 (2001子受卵 秋黒13)	黒毛和種	H13.3.3	秋田県 仙北郡 神岡町	平茂勝 (黒原2441)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			131		かねこ2 (黒原1013815)		
平14 秋田県2 第22号	士高福 (2001子受卵 秋黒23)	黒毛和種	H13.5.1	秋田県 仙北郡 西仙北町	平茂勝 (黒原2441)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			126		きみこ (黒原1060716)		
平14 秋田県2 第23号	平茂国 (2001子由黒 336)	黒毛和種	H13.4.16	秋田県 本荘市	平茂勝 (黒原2441)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			124		くんにこ (黒原873988)		

平14 秋田県2 第24号	忠富久 (2001子受卵 秋黒17)	黒毛和種	H13.4.5	秋田県 仙北郡 太田町	福重波 (黒原3137)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			125		きよしげいずみ (黒原2012338)		
平14 秋田県2 第25号	フキ01 133- 8009-251-1004 (日豚L種76883)	ランドリー又種	H13.2.7	秋田県 仙北郡 神岡町	ヤマガタ99-8790 (日豚L種75915)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			87.8		アキタエル99-8009-1618 (日豚L種444796)		
平14 秋田県2 第26号	フキ01 126- 8001-263-245 (日豚L種52862)	ランドリー又種	H13.5.19	秋田県 仙北郡 神岡町	ヤマガタ99-8769 (日豚L種75913)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			81.8		アキタエル99-8001-1533 (日豚L種444791)		
平14 秋田県2 第27号	フキ01 128- 8004-264-269 (日豚L種52867)	ランドリー又種	H13.5.26	秋田県 仙北郡 神岡町	ヤマガタ99-8775 (日豚L種75914)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			76.5		アキタエル99-8004-1620 (日豚L種444793)		
平14 秋田県2 第28号	フキ01 113- 7975-265-307 (日豚L種52882)	ランドリー又種	H13.6.7	秋田県 仙北郡 神岡町	ヤマガタ99-8732 (日豚L種75911)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			76.3		アキタエル98-7975-1104 (日豚L種444303)		
平14 秋田県2 第29号	フキ01 114- 7715-275-487 (日豚L種52892)	ランドリー又種	H13.8.4	秋田県 仙北郡 神岡町	ヤマガタ99-8735 (日豚L種75912)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			75.4		アキタエル96-7715-583 (日豚L種436811)		
平14 秋田県2 第30号	フキ01 142- 8019-270-557 (日豚L種52910)	ランドリー又種	H13.9.2	秋田県 仙北郡 神岡町	ヤマガタ99-8818 (日豚L種75917)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			73.4		アキタエル99-8019-281 (日豚L種444800)		
平14 秋田県2 第31号	フキ00 八ヤチネ423 (日豚W種36361)	大ヨークシャー種	H12.8.18	秋田県 仙北郡 神岡町	イワシヤチネダリ2イワケ-7161-8802-6-2466 (日豚W種35411)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			91.3		アキ97イワシヤチネダリ1-2108 (日豚W種91943)		

平14 秋田県2 第32号	サクラ201アキ 98・539・3088 (日豚D種35644)	デュロック種	H10.12.6	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201アキ96・315・2307 (日豚D種34076)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			94.7		サクラ201アキ95・1190・810 (日豚D種67098)		
平14 秋田県2 第33号	サクラ201アイチ 00・170005 (日豚D種35884)	デュロック種	H12.4.3	愛知県 岡崎市	サクラ201アイチ97・170004 (日豚D種34332)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			96.3		サクラ201アイチ98・170240 (日豚D種69294)		
平14 秋田県2 第34号	サクラ201アイチ 99・170481 (日豚D種35885)	デュロック種	H12.3.27	愛知県 岡崎市	サクラ201アイチ97・170049 (日豚D種34333)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			97.6		サクラ201アイチ98・170481 (日豚D種70040)		
平14 秋田県2 第35号	サクラ201アキ 01・703・1128 (日豚D種52759)	デュロック種	H13.3.4	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201アイチ99・170481 (日豚D種35885)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			81.8		サクラ201アキ00・1544・1379 (日豚D種71537)		
平14 秋田県2 第36号	サクラ201アキ 01・705・1148 (日豚D種52763)	デュロック種	H13.3.7	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201アイチ99・170374 (日豚D種35888)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			81.6		サクラ201アキ98・1350・1600 (日豚D種70210)		
平14 秋田県2 第37号	サクラ201アキ 01・709・1214 (日豚D種52781)	デュロック種	H13.3.22	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201アイチ99・170374 (日豚D種35888)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			84.8		サクラ201アキ00・1550・1511 (日豚D種71541)		
平14 秋田県2 第38号	サクラ201アキ 01・719・120 (日豚D種52816)	デュロック種	H13.4.16	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201アイチ99・170374 (日豚D種35888)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			82.7		サクラ201アキ00・1554・30 (日豚D種71545)		
平14 秋田県2 第39号	サクラ201アキ 01・720・137 (日豚D種52819)	デュロック種	H13.4.21	秋田県 仙北郡 神岡町	サクラ201アイチ99・170481 (日豚D種35885)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			79.8		サクラ201アキ99・1498・429 (日豚D種70527)		

平14 秋田県2 第40号	サケラ201アキ 01-725-209 (日豚D種F52855)	デュロツク種	H13.5.6	秋田県 仙北郡 神岡町	サケラ201アキ99-170374 (日豚D種35888)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			82.2		サケラ201アキ99-1388-1792 (日豚D種70212)		
平14 秋田県2 第41号	サケラ201アキ 01-727-230 (日豚D種F52875)	デュロツク種	H13.5.17	秋田県 仙北郡 神岡町	サケラ201アキ99-170474 (日豚D種35886)	県有	仙北郡神岡町 秋田県畜産試験場
			77.3		サケラ201アキ00-1541-1310 (日豚D種72019)		
平14 秋田県2 第42号	安福安 (全和黑原 3366)	黒毛和種	H7.7.1	秋田県 仙北郡 千畑町	安福165D9 (黒原1683)	農協有	大曲市 仙北畜産農業協同組合
			144		ちようかい11 (黒1921019)		
平14 秋田県2 第43号	徳茂勝 (全和黑原 4077)	黒毛和種	H11.9.20	秋田県 仙北郡 角館町	平茂勝 (黒原2441)	団体有	大曲市 仙北種雄牛管理組合
			144		ふくゆう (黒原860060)		
平14 秋田県2 第44号	友平茂 (2001子仙黒 57)	黒毛和種	H12.10.25	秋田県 仙北郡 西仙北町	平茂勝 (黒原2441)	個人有	仙北郡西木村 伊藤 勝実
			139		ともざくら (黒原942708)		
平14 秋田県2 第45号	北銀 (全和黑 12878)	黒毛和種	H8.8.3	秋田県 仙北郡 西仙北町	北国7の8 (黒1530)	個人有	横手市 伊藤 重吉
			139		ゆみざん6 (黒原6961553)		
平14 秋田県2 第46号	D11	デュロツク種	H11.4.21	新潟県 長岡市	D21-18	その他	横手市 ニューファームサービス株式会社
			100		D才1064		
平14 秋田県2 第47号	D12	デュロツク種	H11.5.26	新潟県 長岡市	D18-31	その他	横手市 ニューファームサービス株式会社
			101		D P 783		



平14 秋田県2 第48号	D17	デュロックス種	H12.6.3	新潟県 長岡市	D31-17	その他	横手市 ニューファームサービズ株式会社
			98		D Y2164		
平14 秋田県2 第49号	D18	デュロックス種	H12.5.17	新潟県 長岡市	D21-18	その他	横手市 ニューファームサービズ株式会社
			90		D P798		
平14 秋田県2 第50号	D19	デュロックス種	H13.3.30	新潟県 長岡市	D35-1	その他	横手市 ニューファームサービズ株式会社
			90		D S828		
平14 秋田県2 第51号	D20	デュロックス種	H13.6.7	新潟県 長岡市	D32-11	その他	横手市 ニューファームサービズ株式会社
			85		D オ1077		
平14 秋田県2 第52号	D21	デュロックス種	H13.7.29	新潟県 長岡市	D27-13	その他	横手市 ニューファームサービズ株式会社
			80		D S851		
平14 秋田県2 第53号	D22	デュロックス種	H13.7.27	新潟県 長岡市	D32-11	その他	横手市 ニューファームサービズ株式会社
			80		D G994		
平14 秋田県2 第54号	D23	デュロックス種	H13.7.29	新潟県 長岡市	D31-20	その他	横手市 ニューファームサービズ株式会社
			80		D オ1111		
平14 秋田県2 第55号	ゼンノ-エル 99-1163 (日豚L種76077)	ランドレーヌ種	H11.8.28	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノ-エル97-2 (日豚L種75339)	個人有	平鹿郡平鹿町 深沢 重俊
			74		ゼンノ-エル98-2700 (日豚L種442305)		

平14 秋田県2 第56号	ゼンノ・サクラ201 ヒガシ99-318 (日豚D種35597)	テュロツク種	H11.9.2 71.5	平鹿郡 深沢 豊後	ゼンノ・サクラ201ヒガシ97-2370 (日豚D種34683)	個人有	平鹿郡平鹿町 深沢 豊後
平14 秋田県2 第57号	ゼンノ・サクラ201 ヒガシ99-500 (日豚D種35596)	テュロツク種	H11.9.29 73	平鹿郡 深沢 豊後	ゼンノ・サクラ201ヒガシ97-2370 (日豚D種34683)	個人有	平鹿郡平鹿町 深沢 豊後

秋田県告示第四百四十七号  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年六月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
土崎ショッピングセンター  
秋田市土崎港南二丁目三番四十一号
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十四年六月十一日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課
  - (二) 縦覧期間  
平成十四年六月二十一日から同年七月二十二日まで

秋田県告示第四百四十八号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項及び職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第六条の規定により、次のと

あり平成十四年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成十四年六月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所
  - (一) 日時  
平成十四年八月二十三日(金)午前九時
  - (二) 場所  
秋田市向浜一丁目二番一号 秋田技術専門学校職業訓練センター
- 二 実施免許職種
  - (一) 学科試験を実施する免許職種  
機械科  
建築科  
塗装科
  - (二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種  
(一)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第十一に規定する免許職種
- 三 試験科目
  - (一) 学科試験を実施する免許職種

機械科	一 指導方法 職業訓練原理 教科指導法
免許職種	学 科 試 験 の 科 目

<p>建築科</p>	<p>一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。</p> <p>二 関連学科</p> <p>(一) 系基礎学科 (1) 建築工学(構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規) (2) 安全衛生(安全管理 衛生管理) 専攻学科 (2) 建築設計(建築設計 設備設計 建築計画) 施工法(建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算) (3) 材料(建築用材料)</p>
<p>塗装科</p>	<p>一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。</p> <p>二 関連学科</p> <p>(一) 系基礎学科</p>

<p>(三) 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規</p> <p>(四) 関連学科</p> <p>(一) 系基礎学科 (2) 機械工学(機械要素 機構と運動) 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) (3) 工作法(NC工作法 機械工作法 シグ 工具) (4) 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) (5) 安全衛生(安全管理 衛生管理) 専攻学科 (1) 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) (2) 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)</p>	<p>(2) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規 受験資格</p> <p>(1) デザイン(文字 構成 色彩 模様) (2) 塗装一般(塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法規) (3) 安全衛生(安全管理 衛生管理) 専攻学科 塗装法(金属製品塗装法 木工製品塗装法 建築物塗装試験法 材料 仕様及び積算)</p>
<p>資格</p>	<p>必要とする実務経験年数</p>
<p>免許職種に関する事項</p>	<p>不要</p>
<p>免許職種に関する事項</p>	<p>一年以上</p>
<p>免許職種に関する事項</p>	<p>三年以上</p>
<p>免許職種に関する事項</p>	<p>一年以上</p>
<p>免許職種に関する事項</p>	<p>一年以上</p>
<p>免許職種に関する事項</p>	<p>三年以上</p>
<p>免許職種に関する事項</p>	<p>三年以上</p>
<p>卒業した者</p>	<p>三年以上</p>

学校教育法による高等学校を卒業した者	五年以上
厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて修了した者 (一) 専修学校の専門課程において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修了した者 (二) 専修学校の専門課程において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修了した者 (三) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修了した者 (四) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修了した者	二年以上 三年以上 三年以上 三年以上
実務経験のみの者	八年以上
ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)によるボイラー溶接士免許を有する者	不 要
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)による建設機械施行の技術検定の合格証明書を有する者	不 要
高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十四年通商産業省令第五十二号)による改正前の航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)による電気機器国家試験	不 要

の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)による電気管理士の免状を有する者	不 要
電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技術士若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十八年通商産業省令第七十一号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不 要
自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不 要
航空法(昭和二十七年法律第三百一十一号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	不 要
建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律による熱管理士の免状を有する者	不 要
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不 要

電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不要
医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許を有する者	不要
公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三十三号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法（昭和二十八年法律第四百三十三号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	不要
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	不要
情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の規定による情報処理システム監査技術者試験、特殊情報処理技術者試験、オンライン情報処理技術者試験又は第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	不要
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不要

この表に掲げる者のほか、厚生労働大臣が別に定めるところによりこれらの者と同等以上の実務経験又は能力を有すると認められる者

次のいずれかに該当する者は、受験できない。

(一) 成年被後見人又は被保佐人

(二) 禁こ以上の刑に処せられた者

(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

五 実技試験及び学科試験の免許  
実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。

実施職種	免状を受けることができる者	免除の範囲
免許職種	免状を受けることができる者	免除の範囲
他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	免状を受けることができる者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に限り、二級の技能検定に合格した者	免状を受けることができる者	実技試験の全部
他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	免状を受けることができる者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に限り、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	免状を受けることができる者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免状を受けることができる者	学科試験のうち指導方法
免許職種に限り、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	免状を受けることができる者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フオークリフト科、建築物衛生管理科及び

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験

六 受験申込みに必要な書類

(一) 受験申請書  
添付書類

(2)(1) 受験資格を有することを証明する書面の写し 一通  
写真(申請前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの) 一枚  
(3) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、五の表にある免除を受けることが出来る者に該当することを証明する書面の写し 一通

七 受験申請用紙の交付

(一) 期間  
平成十四年七月一日(月)から同月十八日(木)まで

場所

交付場所	所在地
産業経済労働部労働政策課	秋田市山王四丁目一番一号(県庁五階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田郡鷹巣町綴子字街道下百九十一番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三
秋田県立大曲技術専門学校	大曲市住吉町二番六号
秋田県立横手技術専門学校	横手市赤坂字仁坂百五番地
鹿角地方職業能力開発協会	鹿角市尾去沢字上山二百十四番地
大館北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目六番二十二号
鷹巣阿仁職業訓練協会	北秋田郡鷹巣町花園町十五番一号
能代職業訓練協会	能代市扇田字柑子畑一番二十号
男鹿職業訓練協会	男鹿市船川港船川字海岸通二号十四番一号
本荘由利職業訓練協会	本荘市石脇字田尻三十番地
大曲仙北職業訓練協会	大曲市田町三番一号
角館職業訓練協会	仙北郡角館町岩瀬字外ノ山十九番地
横手地方職業能力開発協会	横手市前郷字下三枚橋百六十三番地
湯沢雄勝職業訓練協会	湯沢市愛宕町四丁目一番十九号

八 受験申請書の受付

(一) 期間

土曜日及び日曜日を除き、平成十四年七月一日(日)から同月十八日(木)まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

受付場所	所在地
産業経済労働部労働政策課	秋田市山王四丁目一番一号(県庁五階)
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田郡鷹巣町綴子字街道下百九十一番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三
秋田県立大曲技術専門学校	大曲市住吉町二番六号

秋田県立横手技術専門校

横手市赤坂字仁坂百五番地

九 受験手数料

- (一) 額 学科試験 三千百円
- (二) 納付方法 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。

十 合否判定の基準

- (一) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (二) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。(一)は、指導方法に限り合格とする。

一 道路の区域の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧		
県 道	新	象潟矢島線	由利郡象潟町字木戸口二〇番一地先から小滝字梨の木台五七番二まで		一一・〇〇〇	二・一一〇
			B	A	一一・〇〇〇	一・四五二
県 道	旧	象潟矢島線	由利郡象潟町字上狐森九番一六六地先から関字大道二番八四まで		五・五〇〇	一・四五二
			B	A	一一・〇〇〇	二・一一〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年六月二十一日から同年七月四日まで

秋田県告示第四百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定により平成十三年九月二十日付け指令秋建 三 六十四号で許可した開発行為(第一工区)に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

- (三) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目すべてについて満点の5割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。(一)は、当該学科に限り合格とする。

十一 その他

- (一) 試験結果の発表 平成十四年九月中旬に、受験者に書面で通知する。
- (二) 試験についての問い合わせ先 産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二三三二)

秋田県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十四年六月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番二
- 河辺町長 大 山 博 美

二 開発区域(第一工区)に含まれる地域の名称

河辺郡河辺町岩見字萱森上野十七番二の内及び二十六番一の内

秋田県告示第四百五十一号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年三月二十六日付け指令秋建 三 百三十九号で許可した開発行為（第一工区）に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次の通り公告する。  
 平成十四年六月二十一日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十番地  
 井川エステート有限公司 代表取締役 森田 弘  
 二 開発区域（第一工区）に含まれる地域の名称

南秋田郡五城目町字七倉十六番一の内、十六番五の内、十六番十四の内、十六番十三の内及び百八十六番一の内  
 秋田県告示第四百五十二号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年六月二十一日  
 秋田県知事 寺田 典城

申請者の住所及び氏名 由利郡仁賀保町院内タモキタ三番地の一 株式会社 佐藤建設工業 代表取締役 佐藤 良三	道路の位置の指定箇所 由利郡仁賀保町平沢字塚田七十六番一、七十七番七、七十八番一、七十九番一、八十番一、八十一番一、八十二番一	道路の延長 六十一・一一メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十四年六月十二日
--	--	---------------------	----------------	---------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、平鹿郡大森町八沢木字中ノ又十五番地一菊地庄一郎ほか九人からなされた土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十四年六月二十一日

秋田県知事 寺田 典城  
 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（中ノ又地区ほ場整備事業）計画書及び規約の写し  
 二 縦覧期間 平成十四年六月二十四日から同年七月十九日まで  
 三 縦覧場所 大森町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十九号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。  
 平成十四年六月二十一日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六七  
 三分の一の数 三三三、七七七

秋選管告示第五十号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。  
 平成十四年六月二十一日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別



雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	由利郡	河辺郡	南秋田郡	山本郡	北秋田郡	鹿角市 鹿角郡	大曲市	湯沢市	男鹿市	本荘市	大館市	横手市	能代市	秋田市
一、二、七、一六	一、八、六、五、七	三、三、〇、一、〇	二、二、〇、〇、三、二	五、二、六、九	一、九、九、四、一	一、三、五、五、〇	一、八、二、三、八	二、二、八、〇、〇	一、〇、六、四、二	九、四、四、三	八、四、八、九	一、二、〇、九、五	一、八、二、四、四	一、〇、九、一、七	一、四、七、七、〇	八、三、九、七、八

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄